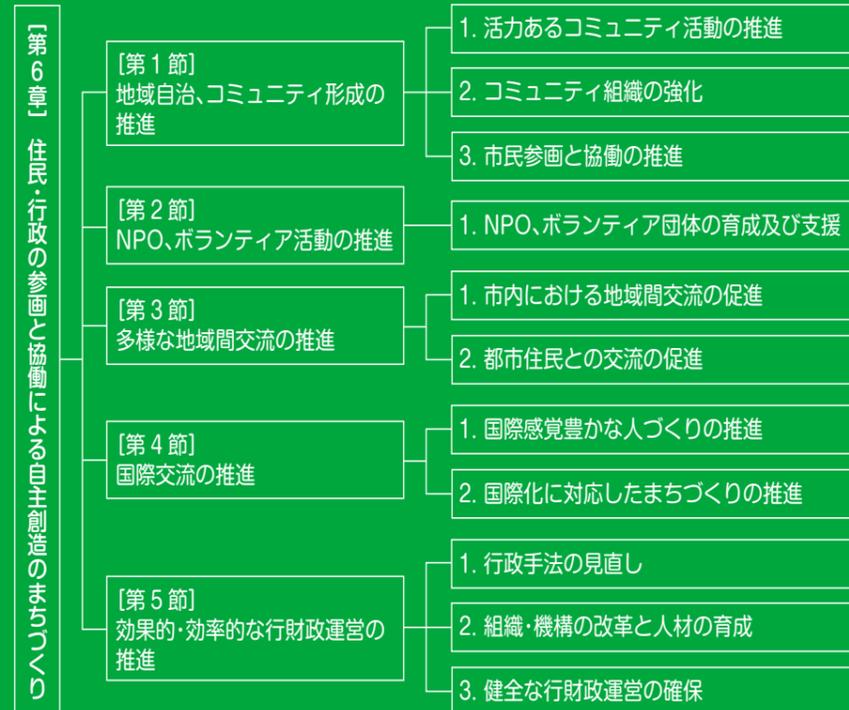




市民主体のまちづくりをめざした自治基本条例検討委員会

第6章 住民・行政の 参画と協働による 自主創造のまちづくり



第1節 地域自治、コミュニティ形成の推進

めざすまちの姿

地域の特性や課題に応じたまちづくりに地域が主体的に取り組む体制を構築し、地域自治組織活動に対する積極的な支援により地域の活性化が図られたまちをめざします。

現状と課題

少子高齢化の進行や高度情報化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地方分権化の進展など社会情勢が大きく変化している中、地域特性を生かした特色あるまちづくりが求められています。

本市では、地区ごとに自治会組織が形成されているほか、老人クラブ、子ども会など様々な活動団体があり、地区集会所などを拠点として活動が展開されています。

地域づくりの基本は、自治会など地域コミュニティ単位で行う地道な活動にありますが、居住者の転入・転出が著しい地域などにおいては、自治会活動に消極的な世帯も少なからずあり、人間関係や地域の連帯感も希薄化しています。

また、過疎化・高齢化に伴い地域コミュニティ活動の維持が困難な地域もあり大きな課題となっています。

このため、活動拠点となる施設整備をはじめ、コミュニティ活動の活性化のための支援やコミュニティ活動の核となる人材の発掘・育成に努めるなど、地域と行政が一体となったまちづくり活動を展開することによって、自治機能の向上を図っていくことが必要となっています。

また、これまでの行政主導のまちづくりでは、市民ニーズの多様化・複雑化に対応することが難しくなっています。

このため、従来の行政主導型の地域づくりから、「市民主導、行政支援」による市民主役のまちづくりへ転換することが求められています。

さらに、行政や地域の持つ情報の共有化を進めるほか、行政の事業推進の各段階において、市民の提案や意見が反映する仕組みを構築するなど、市民と行政が共に考えていく機会を増やしていくことが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

行政と市民の参画と協働によるまちづくりができていると思う市民の割合

平成22年度 39.1%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 地域コミュニティの重要性を認識し、住みよい地域づくりのための自主的な活動に努めます。
- 市政に対する関心を高め、市民意見の収集の場を通じ、積極的な意見の提出に努めます。

行政が果たす役割

- 地域コミュニティの活動に対し支援し、市民と一体となったまちづくりを推進します。
- まちづくりの基本理念を定めた自治基本条例に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。

取り組みのあらまし

(個別施策の展開)

1. 活力あるコミュニティ活動の推進

- 地域の課題解決に向けた取り組みや地域の資源・個性を活かしたまちづくりを進めていくために、各町毎にまちづくり計画を策定し、地区・校区等で計画に基づいて主体的に取り組む活動に対して助成し、市民主体のまちづくりを推進します。
- 自治会やサークルなどの小規模な団体が創意工夫して地域に根ざしたまちづくりに取り組む活動に対して助成し、きめ細やかなまちづくりを推進します。
- 地域活動・交流の拠点となる地区及び自治会集会所などの機能強化に対し支援します。
- 自治会など地域に根ざした活動組織とNPOやボランティア組織、市民活動団体やグループなど、幅広い市民組織のネットワーク化を推進するための支援体制づくりに努め、市民力や地域力の向上を図ります。



とちの実の里づくり(ちくさ高原)

第1節 地域自治、コミュニティ形成の推進

2. コミュニティ組織の強化

●出前講座しそふれあいミーティングや地区生涯学習推進協議会の活用など地域づくりや学習機会の充実を図るとともに、地域の活性化を見据え活動する地域リーダーの育成に努めます。

3. 市民参画と協働の推進

●市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にした自治基本条例に基づき、多様な市民参画によるまちづくりの一層の推進を図ります。

●市民参加のまちづくりを推進するためには、行政と市民との情報共有は不可欠であるため、しそチャンネルやしーたん通信、広報紙やホームページの更なる活用を進め、市民活動や施策過程での行政情報をわかりやすくお知らせします。

●市民のまちづくりへの参画意識を高めるため、まちづくりに関する市民意識調査を機会あるごとに実施していくとともに、パブリックコメント制度、市政モニター制度の積極的な活用を図ります。また、まちづくりに関する市民と行政の意見交換の場である行政懇談会の継続的な開催などを通じて、市民意識の把握に努めます。

●市政に関し、市民が提案できる「市民提案制度」を創設し、市民の意見を反映した施策を展開します。

重点事業

まちづくり支援事業・市政モニター制度事業・しそ元気げんき大作戦・行政懇談会事業・出前講座ふれあいミーティング事業



行政懇談会

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
まちづくり支援事業認定件数	件/年	6	12	12	12
しそ元気げんき大作戦取り組み自治会数	自治会/年	—	78	94	125
市公式ホームページアクセス件数	件/年	352,835	360,000	370,000	380,000
行政懇談会参加者数	人/年	921	1,500	1,750	2,000
出前講座しそふれあいミーティング参加者数	人/年	740	1,000	1,250	1,500

第2節 NPO、ボランティア活動の推進

めざすまちの姿

市民生活の様々な分野において、NPOやボランティア活動が展開され、市民の自主的・主体的な活動によるまちづくりをめざします。

現状と課題

市内では、福祉活動や環境美化活動などにおいて、日常的にNPOやボランティア団体が活躍しており、一層その活動の重要性が認識され、活動への参加の機運が高まっています。

また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、市民の自発的な活動を支援し、ボランティアならではの力が有効活用できるよう、ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人の調整や、それぞれのボランティア団体をつなぐネットワークづくりの拠点としての取り組みが展開されています。

このように、NPOやボランティア団体が活発な活動を展開していくには、ボランティアセンターの機能・組織の強化とともに、ボランティアリーダーなどの人材育成が必要です。さらに、市民にボランティア活動の内容や重要性を広く周知し、活動に必要な情報提供を積極的に行うことが必要です。

まちづくりアンケート調査結果

過去、1年間にNPO・ボランティア活動に市民が参加した割合
平成22年度 25.5%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- ボランティア活動に自らの持つ知識と経験を活かし、まちづくりに貢献するように努めます。

行政が果たす役割

- NPOやボランティア団体の育成及び活動を支援します
- ボランティア活動を通じて、地域のまちづくりを推進します。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1.NPO、ボランティア団体の育成及び支援

- NPO、ボランティア活動の中心的な組織である社会福祉協議会の運営を支援し、各種団体との連携を図り、地域に住む誰もが安心して楽しく生活できるまちづくりを推進します。
- NPOやボランティアリーダーなどの担い手の発掘・育成及び活動への参加のきっかけとなる、入門・養成講座や体験事業などを支援します。

- 青少年や団塊世代が、NPO・ボランティア活動へ参加する機会を増やし、社会に貢献する意識の高揚を図ります。

- 市民の自主的・主体的な活動が展開されるよう、NPOやボランティア活動の内容や重要性を広く周知します。

重点事業

社会福祉協議会補助事業・市町ボランティア活動支援事業



ボランティア登録団体数の推移

区分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
登録団体数	138	142	147	153	135

<資料：社会福祉協議会>

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
ボランティア入門講座・養成講座参加者数	人/年	122	150	180	200
ボランティア登録団体数	団体/年	135	140	145	150

第3節 多様な地域間交流の推進

めざすまちの姿

近隣市町や国県との連携により、都市住民との交流を始め、多様な地域間交流を推進することにより、地域力の向上、活力あるまちづくりをめざします。

現状と課題

市内南部においては、新規転入者が増加し、核家族化が進み地域のコミュニティが低下しています。一方、市内北部では、若者が都市部や市内南部へ流出し、少子高齢化が加速し自治会運営にも支障を来すなど地域力が低下しています。

本市には、157自治会のうち限界集落が4集落、準限界集落が24集落あり、その大部分が市内北部に存在し、労働力の低下により遊休農地や荒廃山林が増加しています。将来、自治会を支えている団塊の世代の高齢化が進むことにより地域力の低下が加速することが予想されます。今、行動をしなければまちの活力は失われてしまいます。市民と行政がそれぞれの役割を認識し、新たなまちづくり活動をするのが求められています。

昨今、山間地域の集落との交流を中心に地域の課題解決に向けた提言、活動支援を行うNPO法人や大学などの都市住民が増えています。都市住民と交流することにより今まで気がつかなかった地域の課題や資源を発掘し、新たな課題解決に向けた活動を展開できることが期待されます。

本市には、まだまだ埋もれている素晴らしい地域資源がたくさんあります。市民が主体となって、それを発掘・発見し、広く情報発信する取り組みにより、市内及び都市との地域間交流を促進していきます。

一部の地域においては、既に貸し農園、グリーン・ツーリズムなどによる都市住民との交流を実施されていますが、これまで以上に関係団体と連携しながら、市民と行政が連携し課題解決に向けた活動を行うことにより地域の活性化向上を目指します。

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- イベントへの参加や地域活動を通じて、様々な地域の人々と積極的な交流に努めます。

行政が果たす役割

- 市民の交流を促進するため、交流の機会や場の充実に努めます。
- 都市住民と集落の交流インターンシップを実施します。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 市内における地域間交流の促進

- 市民が市内の名所・旧跡をめぐり、宍粟市の良い所や地域資源を発見する「しそう再発見ツアー」を開催し、市内の地域間交流を促進します。

2. 都市住民との交流の促進

- タウン情報誌やホームページにより地域のイベント、特産品、食材や郷土料理等の情報を広く発信します。

- 「小規模集落元気作戦」の展開により、市民・地域が主体となって交流事業を促進していきます。

- 契約栽培、オーナー制度、観光農地やグリーンツーリズムなど体験型交流事業を実施することにより、都市住民との交流機会の拡大を図ります。

重点事業

小規模集落元気作戦事業・しそう再発見ツアー・タウン情報誌作成



都市との交流(一宮町千町)

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
小規模集落元気作戦実施自治会数	自治会	2	4	6	8
しそう再発見ツアー参加者数	人/年	—	80	80	80
タウン情報誌発行部数	回/年	—	4	4	4
	部/年	—	2,000	2,000	2,000

第4節 国際交流の推進

めざすまちの姿

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく生き、交流が育まれるまちをめざします。

現状と課題

今日、インターネットに代表される情報通信技術や交通手段の発達により、社会、経済、文化をはじめとするあらゆる分野でグローバル化が進行し、国際化は地域や市民レベルで進展しています。

本市においては、アメリカ合衆国ワシントン州・スクイム市と友好親善姉妹都市提携を結び中学生の相互訪問をはじめ、オーストラリア・アイアンサイド小学校との交流事業を展開しています。

宍粟市国際交流協会やボランティアが主体となったイベント「宍粟国際ふれあいまつり」や手軽に外国籍市民との会話を楽しむ「お茶ットルーム」など、市民交流活動も定期的で開催されています。しかしながら、市民の国際交流に対する関心度の低いことも影響し、市民と外国籍市民との異文化交流はまだまだ少ないのが現状です。今後も、交流機会を増やし、市民の国際感覚の醸成を図る必要があります。

さらに、外国籍市民にとって、文化や生活習慣の違いや言葉が十分に通じないことによる情報不足・コミュニケーション不足が、日常生活に大きな支障となっています。そこで、宍粟市在住の日本語に慣れない外国籍市民を対象とした日本語教室が市民ボランティアによって開催されるなど、さま

ざまな支援が行われています。市民として生活するうえで、必要不可欠な情報が的確に伝わるよう、多言語による情報提供を行うとともに、外国籍市民の利便性に配慮した行政サービスの充実に努め、過ごしやすい社会づくりを推進する必要があります。

まちづくりアンケート調査結果

過去1年間に外国の方と交流したことがある市民の割合
平成22年度 7.0%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 外国語や易しい日本語で情報を提供し、生活しやすいまちづくりに努めます。
- 宍粟国際ふれあいまつりなど、国際交流や多文化理解を進めるイベントに参加したり、ボランティア活動を通じて、国際化の理解を深めるように努めます。

行政が果たす役割

- 外国籍市民との交流機会や情報を積極的に提供し、社会参加を進めます。
- 外国語教育や国際理解教育を推進し、国際社会に貢献できる人材を育成します。
- 外国籍市民が安心して暮らせる、国際化に対応したまちづくりを推進します。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 国際感覚豊かな人づくりの推進

- 友好親善姉妹都市であるスクイム市との交流活動をさらに充実させるとともに、オーストラリア・アイアンサイド小学校などとの交流事業についても推進します。
- 国際交流協会の体制の充実を図ることにより、市民と外国人との交流機会の拡大を図ります。
- 国際社会で主体的に活動できる人材を育成するため、学校教育や社会教育における外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。

2. 国際化に対応したまちづくりの推進

- 行政・国際交流協会・市民などの役割を明確にします。また、国際交流協会の充実に向けた取り組みを進めます。
- 通訳・翻訳ボランティア制度の充実を図り、生活相談できる体制の整備に努めます。
- 生活に必要な情報パンフレットの多言語化について進めます。

重点事業

宍粟市国際交流協会の支援・通訳、翻訳ボランティア活動の支援・多言語による情報パンフレットの作成・生活相談体制の整備



国際交流を深める「お茶ットルーム」

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
宍粟市国際交流協会会員数	人/年	34	70	100	130
お茶ットルーム外国人参加者数	人/年	35	75	105	135
通訳・翻訳ボランティア登録者数	人/年	2	3	5	7

第5節 効果的・効率的な行財政運営の推進

めざすまちの姿

市民が主体的にまちづくりに参画し、行政との協働による市政運営をめざすとともに、厳しい財政状況の中、限られた財源の有効活用に努め行政コストの削減に向けた行財政改革を推進し、より効率的で効果的な行財政運営が行われるまちをめざします。

現状と課題

少子高齢化や情報化の進展、環境問題の深刻化など、社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化する市民ニーズや時代が要請する行政課題に的確に対応していくためには、地方主権の時代にふさわしい行政主体として、市民の視点に立った行政サービスの向上を図る必要があります。

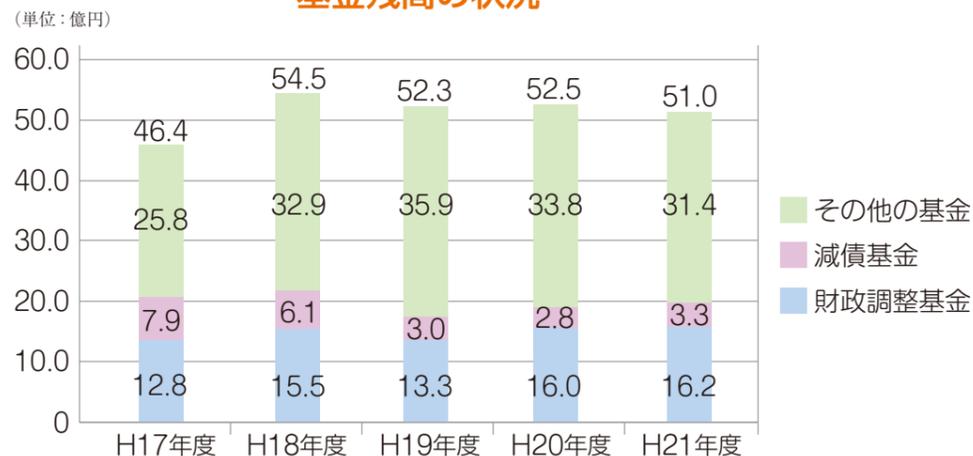
本市の財政状況は、長期化する景気低迷による税収の減少、借入金の償還が高水準で推移するなど非常に厳しい状況です。ま

た、将来的に合併に伴う財政支援措置が段階的に削減されることも視野に入れておくことが必要です。

一方、少子高齢化社会に対応した地域福祉施策の充実や、地域産業の振興、生活関連社会資本の整備など将来の穴粟市の発展に結びつく施策の展開等に要する経費は、増加することが予想されます。

このような状況の下、行政コストの削減や行政運営の効率化を進めるためには、「第二次穴粟市行政改革大綱」に示された改革項目に着実に取り組み、公費を投入する行政から成果を求める行政への転換を図るとともに、行政情報の積極的な公開と情報の共有を図るなかで「市民・事業者等と行政の役割」を明らかにし、「目標」を共有しながら協働によるまちづくりを推進し、より高度な行政サービスを実現することが必要です。

基金残高の状況



<資料：総務部調べ>

まちづくりアンケート調査結果

市民参画と行政運営の分野で「効果的・効率的な行財政運営の推進」を重点施策とした市民の割合

平成22年度 37.3%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

●市政運営への積極的な参画と協働に努めます。

行政が果たす役割

●改革・改善に取り組み、市民の視点に立った行政サービスの向上に努めます。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 行政手法の見直し

●市民の視点に立った行政サービスの向上を図るため、従来の行政手法や取り組みを検証し、改革・改善の取り組みを推進します。

●行政評価により事業の有効性を評価する中で、PDCAサイクルによる継続的な見直しを行い、真に必要な事業に取り組みます。

●職員の政策形成と事務事業の改善意識を向上させるため、職員提案制度の充実を図ります。

●公共施設の効率的な運営について、各公共施設の必要性を検証するとともに、民間への業務委託や指定管理者制度などの推進を図ります。

2. 組織・機構の改革と人材の育成

●組織・機構については、職員数が減少する中、多様化する行政課題に迅速に対応できる柔軟な組織づくりを進めます。

●「職員数も含めた改善計画」に基づき職員数の適正化を推進します。

●職員の意識改革については、法令遵守と倫理の確立に努めるとともに、政策形成とマネジメント能力をもった職員の育成を進めます。また、職務遂行能力などを評価する人事考課制度を確立します。

●定時退庁日の徹底を図るとともに、事務の効率化を進めることにより時間外勤務の縮減に努めます。

●市役所窓口は、多くの市民が訪れる「市役所の顔」です。職員間の連携を一層強化し、迅速かつ正確で、きめ細やかな対応に心がけ、市民サービスの向上に努めます。

3. 健全な財政運営の確保

●安定した自主財源の確保に向け、市税や公共料金などの未収金対策を全庁的な組織である「穴粟市滞納整理検討会議」で推進するとともに、未納者に対する行政サービスの制限についても引き続き検討します。また、使用料や手数料については受益者負担の適正化を図ります。

●中長期的な展望に立った財政見直しを行い、予算を効率的に配分するとともに、限られた財源の中、選択と集中により事業を展開します。また、広報紙・ホームページなどで市民に財政状況をわかりやすく公表します。

第5節 効果的・効率的な行財政運営の推進

●会計業務については、正確かつ迅速さ、さらには透明性が求められることから、適正で確実な出納事務を執行します。また、安全で適切な公金管理に併せ、効果・効率的な予算執行に努めます。

●公共工事については、公共工事工法等調整会議・技術者研修会を通じ、工事の手戻り防止、環境配慮、コストの縮減に対する職員意識の徹底に努めます。

重点事業

職員定数の適正化の推進・公の施設の検証と指定管理者制度の推進・市税等収納率向上対策の推進



第二次行政改革大綱の策定に向けた行政改革懇談会



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
財政調整基金残高	億円	16	23	30	47
実質公債費比率(3ヵ年平均)	%	19.6	20.5	19.0	17.0
経常収支比率	%	95.5	94.7	94.2	92.4

*財政調整基金とは、年度間の財源を調整したり、急激な税の落ち込みや災害などに備えるためのお金です。

*実質公債費比率とは、自治体が借金返済にあてている金額の収入に対する割合を表す指標です。

*経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標であり、この比率が低いほど地方自治体が自らの裁量で使用できるお金の割合が高くなります。